



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品

ア 看護衣	241着
イ 看護上着	792着
ウ 予防衣	294着
エ パンタロン	691着

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成16年10月31日

(4) 納入場所

入札説明書のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去3年間に病床数が100床以上の病院を含む複数の病院との間に同種の物品を納入又はリースした実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県衛生部医務課県立病院室
電話 026(235)7143 内線 2626

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月10日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎304号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ボランの広場

3 代表者の氏名

小林 剛

4 主たる事務所の所在地

長野県南佐久郡北相木村2154番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもとその家族、障害を有するすべての人とその家族に対して安心とゆとりの持てる地域生活支援に関わる事業、子育て支援事業等を行い、よりノーマライゼーションの理念を南佐久の地域に根づかせることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年7月1日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 信州そまびとクラブ
3 代表者の氏名
工藤孝一
4 主たる事務所の所在地
長野県佐久市大字根岸294番地
5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の個人及び団体等に対し、森林内での活動(林業、環境教育等)に関する事業を行い、環境保全、林業界の活性化、心身共に豊かな生活を送ることのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ サンライン上田店
上田市大字芳田字寺田1513-1ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1

- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 6か所, 12か所.

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成16年6月25日
5 届出年月日
平成16年6月23日
6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間
平成16年7月12日から平成16年11月12日まで
8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラトウ望月店
北佐久郡望月町大字協和字下田119-1ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)アート建築設計室
北佐久郡望月町大字望月15-3
(有)大田薬品
北佐久郡望月町大字望月172
3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Rows for (株)エス・エス・ブイ and (有)大田薬品.

(変更後)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Rows for (株)エス・エス・ブイ and (有)大田薬品.

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

Table with 3 columns: 変更前, 変更後. Rows for 1 and 2.

- 4 変更する年月日
平成16年7月23日
- 5 届出年月日
平成16年6月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月12日から平成16年11月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

- 4 変更する年月日
平成16年7月30日
- 5 届出年月日
平成16年6月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月12日から平成16年11月12日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 茅野横内店
茅野市ちの字本田2622-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2	24時間	
3		

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東松本ショッピングセンター
松本市元町1-29-7 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)高原社
松本市元町1-2-1
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前10時	午後8時
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前10時	午後8時
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から	午前8時から 午後9時まで

2	午後11時30分まで	24時間
3		
4	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前8時から 午後8時30分まで
5	午前8時30分から 午後11時30分まで	午前6時から 午後9時まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時から 午後5時まで	午前8時から 午後7時まで
2	午前3時から 午後9時まで	午前6時から 午後6時まで
3	午前6時から 午後9時まで	午前5時から 午後6時まで

4 変更する年月日

平成16年7月16日

5 届出年月日

平成16年6月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月12日から平成16年11月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

塩尻市における県営宗賀地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年7月12日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営宗賀地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年7月13日から8月10日まで

3 縦覧の場所

塩尻市役所

農村整備課

公告

平成16年7月1日、北佐久郡御代田町による馬瀬口地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成16年7月12日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

土地改良課

公告

平成16年6月29日、中野市による中野西部地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成16年7月12日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

土地改良課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月12日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻正

1 許可番号 平成16年4月14日

長野県下伊那地方事務所指令15下伊地建第6-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市上郷飯沼1332-1、1335-6、1336-1、1336-2の内、1337、1338-1、1350-2の内、1369-2の内、1378-2の内、1380-1、1381-1、1382-1、1384、1385、1395、1396、1397、1398、1399-1、1400、1401、1402、1403、1404-1、1402-2、1406、1407-1、1408、1409-2、1409-4、1410、1411-1、1429-1、1430-1、1431-1、1481、1483-1、1485-2、1487-1、1488-1、1489-1、1492-2、1495-1、1496、1497-1、1498

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム 代表取締役 佐藤公平

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月12日

長野県松本地方事務所長 高見沢賢司

1(1) 許可番号 平成16年3月31日

長野県松本地方事務所指令15松地建第22-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科5853-1、5855-1、5857-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大町市大字大町3052

株式会社 相模組 代表取締役 相模一男

2(1) 許可番号 平成16年1月9日

長野県松本地方事務所指令15松地建第24-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡穂高町大字有明9712-7、9712-8、9713-4、

9714-1、9715、9716、9717、9718

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字高家3770-1

株式会社 不動産情報センター

代表取締役 安藤智

- 3(1) 許可番号 平成16年6月7日
長野県松本地方事務所指令16松地建第32-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字西村1847-13、1847-14
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出2153 山田 昭 文

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年7月12日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

- 1(1) 許可番号 平成16年2月20日
長野県長野地方事務所指令15長地建第19-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上水内郡信濃町大字平岡字向原156-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下水内郡栄村大字豊栄363-1
株式会社 ミスズライフ 代表取締役 小 林 満

- 2(1) 許可番号 平成16年2月17日
長野県指令15建第2-13号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字押羽字北戸婦326-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大字押羽571
小布施酒蔵株式会社 代表取締役社長 曾 我 義 雄

- 3(1) 許可番号 平成16年6月16日
長野県指令16建第9-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上水内郡豊野町大字石字下石村3061-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字徳間1594 徳間住宅341号
頼 田 武 佳、頼 田 裕 美

建築管理課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成16年7月12日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年月日
千華商工	長野市川中島町御厨1764番地2	平成16年 7月6日
株式会社藤博建設	上田市大字富士山2308番地2	平成16年 7月6日

水道課